

法令名等	審議状況・法案提出日等	公布日	施行日
消費者契約法及び消費者裁判手続特例法改正について		R4.6.1	通常消費者団体の認定監督に係る規定の改正規定及び消費者裁判手続特例法に関する改正規定は令和5年10月1日に施行予定 その余は令和5年6月1日施行済み
仲裁法及びADR法等の改正について		R5.4.28	公布の日から1年以内の政令で定める日
担保法制の見直しに関する動向について	担保法制部会における調査・審議中		
区分所有法制の見直しに関する動向について	区分所有法制部会における調査・審議中		
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正について		R5.5.19	令和6年4月1日施行予定
知的財産関係の法改正について（不正競争防止法等の一部を改正する法律）	令和5年6月7日成立	R5.6.14	公布の日から1年以内の政令で定める日
刑事訴訟法の改正（逃亡防止、氏名秘匿）について（刑事訴訟法等の一部を改正する法律）		R5.5.17	<p>①逃走の罪の構成要件及び法定刑の改正 ：令和5年6月6日から</p> <p>②公判期日への不出頭罪等の新設 ：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から</p> <p>③保釈又は勾留執行停止をされた者に対する監督者制度の創設 ：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から</p> <p>④拘禁刑以上の実刑判決の宣告を受けた者等に係る出国制限制度の創設 ：公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から</p> <p>⑤位置測定端末により保釈された者の位置情報を取得する制度の創設 ：公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から</p> <p>⑥検査・公判・判決後の各段階における被害者等の個人特定事項の秘匿制度の創設 ：公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から</p>
性犯罪に対処するための法整備について		R5.6.23	<p>【刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律】</p> <p>①処罰規定の改正 ：令和5年7月13日から</p> <p>②公訴時効期間の延長 ：令和5年6月23日から</p> <p>③被害者等の聴取結果を記録した録音・録画記録媒体に係る証拠能力の特別の新設 ：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から</p> <p>【性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律】</p> <p>①性的な姿態を撮影する行為等に係る罪の新設 ：令和5年7月13日から</p> <p>②性的な姿態を撮影する行為等により生じた物の複写物等の没収 ：令和5年7月13日から</p> <p>③押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等の措置の創設（消去等決定の取消訴訟等における裁判手続の特例等を含む。） ：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から</p>

民法の改正（嫡出推定制度及び慰戒権に関する規定等の見直し）について		R4.12.16	子の慰戒権の見直しに関する部分は公布の日から施行 その余は、令和6年4月1日から施行
民法の改正（離婚及びこれに関連する家族法の見直し）について	法制審議会民法（家族法）部会における調査・審議中		
戸籍法等の改正（氏名の振り仮名の法制化）について	令和5年6月2日成立	R5.6.9	公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
児童福祉法の改正について	令和4年6月8日成立	R4.6.15	公布の日から起算して3年を超えない範囲（令和7年6月）内において施行